

支援者向け  
(障害福祉分野)

あんしん相談ナビ シリーズII

## 国分寺市

# あなたと私の権利を守る サポート BOOK

～書類手続き・金銭管理編～



市の鳥：カワセミ

国分寺市障害者地域自立支援協議会 相談支援部会・編



# はじめに

---

本誌は、“障害当事者の日常の生活の中で起こるさまざまな契約・承認・同意等の行為”について、誰が、どのようにすれば、当事者と支援者を守れるのか？についてまとめたサポートブックです。

支援者が相談を受けて困ったときに役立つように、法的な視点で解説し、ご利用いただける内容となっています。支援中、とっさの判断がつかないときに、ご活用ください。

国分寺市障害者地域自立支援協議会の相談支援部会にて、障害者の権利擁護について協議を重ね、今回、発行の運びとなりました。

発行にあたり、相談支援部会員をはじめ、皆さまからご意見を頂戴し、また、足立 剛弁護士にご指導、監修いただいたことにも心から感謝申し上げます。

国分寺市障害者地域自立支援協議会  
相談支援部会長 土井 満春



# もくじ

## 1. 契約書や同意書への署名について



- ・署名の代筆を頼まれた。書いてもいいの？ .....P.4
- ・宅配便の受け取りサイン、代わりに書けるの？ .....P.5
- ・家族がいるのに署名を頼まれた。書いてもいい？ .....P.6
- ・知的に障害のある方の場合、契約書の署名欄に家族の名前も必要かしら？ P.7
- ・知的に障害のある方の自筆の署名が文字に見えない場合でも認められる？ P.7

## 2. 現金の引き出しや支払い等について



- ・現金の引き出しや支払いを頼まれた。代わりに対応してもいいのかな？ .....P.8
- ・同行支援時に、銀行 ATM の操作を頼まれた。代わりに操作できるの？ .....P.9
- ・インターネットで買い物を頼まれた。代わりにパソコンを操作し、決済してもいい？ P.10
- ・知的に障害のある方の銀行口座の開設について相談を受けた。  
どうすればいいの？ .....P.11

## 3. 入院や治療の際の署名について



- ・入院時に緊急連絡先を求められた。書いても大丈夫？ .....P.12
- ・医療行為の同意を求められた。どうすればいいの？ .....P.13

## 4. 不動産契約時の緊急連絡先について



- ・不動産会社から緊急連絡先を求められた。書いても大丈夫？ .....P.14

おわりに .....P.15

国分寺市障害者地域自立支援協議会について .....P.16



# 1. 契約書や同意書への署名について



## Q 署名の代筆を頼まれた。書いてもいいの？

サービスの導入にあたり、契約書や同意書に署名が必要な場面。障害等により、自筆署名が難しい方への対応について、利用者本人に頼まれた場合、支援者が代わりに署名しても大丈夫ですか？



### 支援者の対応例



本人の依頼を受け、本人の目の前で、契約書や同意書に署名代筆し、捺印しています。



本人の目の前で、署名代筆・捺印すると共に、「本人の依頼を受け〇〇(支援者氏名)が代筆」の一文を添えています。



一人では不安なので、複数の関係者が同席するなかで、署名代筆・捺印するようにしています。

## A

サービス利用者とサービス提供事業者との間で内容を確認し、合意がなされてはじめて契約が成立します。本人からの依頼に基づき行った行為であれば、法律上の問題はありません。

## POINT



本人の依頼を受けて対応した内容は、支援記録に残し保存しましょう。後日、利用者との間で問題が発生しないとは限りません。万が一に備え、支援者と利用者の二者間でのやり取りより、複数の関係者がいるなかで対応するほうが良いでしょう。



## Q 宅配便の受け取りサイン、代わりに書けるの？

利用者宅を訪問しているとき、宅配便が届き荷物の受け取りが必要な場面。障害等により、利用者本人が受け取れないため、支援者が代わりにサインを頼まれた場合、代わりにサインをし、荷物を受け取っても大丈夫ですか？



A 本人からの依頼に基づき行った行為であれば、法律上の問題は  
ありません。

### POINT



近年、買った覚えのない商品が送り付けられ、高額な代金を請求される「送り付け商法」等の悪質な詐欺被害が増えています。受け取りサインをする前に、必ず利用者本人の荷物であることを確認し、万が一身に覚えのない荷物が届いた場合は、「受取拒否」をする等の対応が必要になります。

判断が難しい場合は、荷物を一旦預かってもらう「受取保留」を利用する、身に覚えのないことが分かっている場合は、「受取拒否」をし、送り主に返送することができます。

送り主の連絡先や電話番号、住所など、可能な限りメモし、国税庁のウェブサイトから実在する業者かどうか調べる、国分寺市の消費生活相談室に相談する等の対応をすることで、詐欺被害を未然に防ぐことができます。受け取りの際は、その点に気を付けて対応することが大切です。



## Q 家族がいるのに署名を頼まれた。書いてもいい？

サービスの導入にあたり、契約書や同意書に署名が必要な場面。障害等により、自筆署名が難しく、家族に署名・捺印を依頼すると、利用者本人が家族の代筆を拒否。利用者本人に頼まれた場合、支援者が代わりに署名・捺印しても大丈夫ですか？



A 利用者には、代筆者を選ぶ権利があります。利用者本人から家族ではなく支援者に代筆をしてほしいとの依頼があった場合は、家族がいても支援者が代筆できます。

利用者本人が、契約書や同意書の内容を理解し、契約や同意の意思があることを確認したうえで行った行為であれば、法律上の問題はありません。

POINT



万が一に備え、複数の関係者がいるなかで話を聞いたり、説明をするようにし、対応内容や確認事項は、証拠として支援記録等にしっかり残し、保存しましょう。



**Q**

知的に障害のある方の場合、  
契約書の署名欄に家族の名前も必要かしら？

**A**

利用者本人と家族両方の署名があるとより安心でしょう。

**POINT**

後見人がついている場合は、後見人が利用者の氏名と後見人自身の氏名を記載します。また、契約の代理権を有する保佐人や補助人がついている場合は、後見人と同様の対応となります。

判断能力に課題がある方の場合は、金銭管理など生活を支える必要度により、成年後見制度の利用も方法の一つとして選択肢に入れましょう。

**Q**

知的に障害のある方の自筆の署名が  
文字に見えない場合でも、認められる？

**A**

契約先となるサービス提供事業者等が、利用者本人の署名として認めているのであれば問題ないでしょう。

**POINT**

知的障害等により、判断能力に課題がある方に対する支援では、本人の意思確認が難しい場合が少なくありません。本人に分かりやすく説明し、意思決定できるように関わる、そのプロセスをしっかりと踏んでいるかどうか重要です。



## 2. 現金の引き出しや支払い等について



Q

現金の引き出しや支払いを頼まれた。  
代わりに対応してもいいのかな？



障害等により、外出が難しい利用者から、銀行 ATM で現金を引き出し、支払いを依頼された場面。利用者本人からキャッシュカードや暗証番号を預かり、支援者が代わりに現金の引き出しや支払いをしても大丈夫ですか？

### 支援者の対応例



本人の依頼を受け、キャッシュカードと暗証番号を預かり、代わりに現金を引き出して支払いをしています。



本人から現金を預かり、代わりに支払いをしています（キャッシュカードや暗証番号は預かりません）。



家族から現金を預かり、本人に届け、そのお金で支払いをしています（家族には預かり証を作成し、渡すようにしています）。

A

本人からの依頼に基づき行った行為であれば、法律上の問題は  
ありません。

POINT



現金、キャッシュカード、暗証番号、他にも通帳や印鑑など、個人情報等の紛失によって、利用者本人の利益が損なわれることのないよう、預かり証や管理簿を作成するなど、取扱いには気を付けて対応しましょう。





# Q

## 同行支援時に、銀行 ATM の操作を頼まれた。 代わりに操作できるの？



障害等により、銀行 ATM の操作が難しい利用者から、同行支援時に操作を依頼された場面。利用者本人から暗証番号を聞き、代わりに銀行 ATM の操作をしても大丈夫ですか？

# A

本人からの依頼に基づき行った行為であれば、法律上の問題は  
ありません。

# POINT



現金の振り込みを依頼された場合は、注意が必要です。  
近年、振り込め詐欺の被害は後を絶ちません。  
多額の現金を振り込むなど、大丈夫かな？と不安を感じた  
場合は、利用者本人からの依頼であってもすぐに対応せず、  
場合によっては、金融機関や警察に相談することも念頭  
おきましょう。

後日、利用者との間で問題が発生しないとは限りません。万が一に備  
え、支援記録等をしっかりと残し、対応した内容を証拠として保存しま  
しょう。



### 日常的に金銭管理支援が必要になったら？

現金の引き出しや支払い等の金銭管理に関する支援が  
日常的に必要なケースで、障害等により、判断能力に課  
題がある方の場合は、地域福祉権利擁護事業（日常生活  
自立支援事業）や成年後見制度の利用を検討しましょう。



**Q**

インターネットで買い物を頼まれた。  
代わりにパソコンを操作し、決済してもいい？



利用者宅を訪問した際、利用者本人からインターネット通販の買い物を頼まれた場面。障害等により、自分では操作できないからと、パソコンの操作を依頼されたら、支援者が代わりに操作して、クレジットカード決済のボタンを押しても大丈夫ですか？

**A**

本人からの依頼に基づき行った行為であれば、法律上の問題は  
ありません。

**POINT**

近年、インターネットを通じた消費者被害が増えており、クレジットカードや電子マネーを決済手段とした契約に問題が発生しているケースも少なくありません。信頼のおけるサイトかどうかも含めて利用者本人と一緒に画面を見て確認しながら対応する必要があります。

後日、利用者との間で問題が発生しないとは限りません。万が一に備え、支援記録等をしっかりと残し、対応した内容を証拠として保存しましょう。



Q

知的に障害のある方の銀行口座の開設について相談を受けた。どうすればいいの？



工賃の振り込み先など、知的に障害がある方の本人名義の銀行口座の開設について相談を受けた場面。利用者本人が銀行の窓口に行けば、口座をつくることはできますか？

A

最近では、ネットバンキングを推奨している金融機関が増えてきています。本人が窓口に行き、手続きできればよいですが、それが難しい場合はインターネットでの口座開設も可能であるため、ネットバンキングの利用を検討してみましょう。

POINT



インターネット口座では、通帳が発行されない場合もあるため、利用明細書や入出金の履歴等を印刷し、管理する仕組みも含めて整える必要があります。

すでに後見人等がついている場合は、後見人等と相談・確認しながら進めましょう。



### 3. 入院や治療の際の署名について



#### Q 入院時に緊急連絡先を求められた。書いても大丈夫？

利用者が病院に入院する際、その場に立ち会った支援者が病院から緊急連絡先を求められた場面。利用者本人が単身者の場合、支援者の連絡先は書いても大丈夫ですか？



#### 支援者の対応例



勤務している事業所の住所と連絡先を記入しました。



勤務している事業所名では不可と言われたので、自分の氏名を記入し、住所と電話番号は事業所の連絡先を記入しました。



勤務している事業所の連絡先では不可と言われたので、自分の氏名と連絡先、自宅の住所を記入しました。

#### A

緊急連絡先の記入のみであれば、法的な義務は生じないため、誰の署名でも問題ありません\*1。しかし、以下の点を確認しましょう。

#### POINT



- ① 緊急連絡先が身元保証人と同義になっている場合は、削除してもらいましょう。身元保証人も兼ねる場合は、入院費用や損害賠償金などの金銭的な債務の保証や、身元の引き受け等の責任を負うことになります。
- ② 緊急連絡先の用途を説明してもらい、緊急時の対応に必要であれば、個人の連絡先は伝えず、事業所の連絡先を伝えましょう。



## Q

## 医療行為の同意を求められた。どうすればいいの？

利用者が病院に入院し、医師から手術の必要性が伝えられ、その場に立ち会った支援者が、医療行為の同意を求められた場面。利用者本人が単身者の場合、支援者の署名は必要になるのですか？



## A

手術等の医療行為(簡単な治療や検査を含む)に関する同意書は、たとえ本人の後見人であっても署名することはできません\*<sup>2</sup>。

「医師の判断で必要な治療をお願いします」と病院に伝えましょう。

## POINT



同意書に署名しないことを理由に入院や手術を拒否されるような場合は、個人で判断せず、事業所や連携先等に相談し、協力して対応しましょう\*<sup>3</sup>。

## \*注釈 (P12~13)

- \*<sup>1</sup> 令和元年 6 月、厚生労働省医政局総務課より発出された「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(通知)」によると、緊急連絡先等の対応については、医療機関と関係機関が連携のうえ、身寄りがいない人や判断能力が不十分で医療に係る意思決定が困難な人が安心して医療を受けられるよう、環境整備に努めるものとされています。
- \*<sup>2</sup> 平成 10 年 4 月、民法改正に伴い成年後見制度がスタートするにあたり、法務省民事局参事官室より発出された「成年後見制度の改正に関する要綱試案補足説明」の内容をもとに、成年後見人に医療行為の同意を行う権限は付与されていないと解されています。
- \*<sup>3</sup> 平成 30 年 4 月、厚生労働省医政局医事課より発出された「身元保証人等がいなかったのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」によると、身元保証人等がいなかったのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは法律に抵触すると示されています。



## 4. 不動産契約時の緊急連絡先について



**Q** 不動産会社から緊急連絡先を求められた。書いても大丈夫？

利用者が住居の賃貸契約をする際、その場に立ち会った支援者が不動産会社から緊急連絡先を求められた場面。利用者本人が単身者の場合、支援者の連絡先は書いても大丈夫ですか？



**A** 緊急連絡先の記入のみであれば、法的な義務は生じないため、誰の署名でも問題ありません。しかし、以下の点を確認しましょう。

**POINT**



- ① 緊急連絡先が連帯保証人と同義になっている場合は、削除してもらいましょう。連帯保証人も兼ねる場合は、滞納賃料や損害賠償金などの金銭的な債務の保証等の責任を負うこととなります。
- ② 緊急連絡先の用途を説明してもらい、緊急時の対応に必要であれば、個人の連絡先は伝えず、事業所の連絡先を伝えましょう。



## おわりに

---

本誌は、支援者から寄せられた支援上の疑問を検討し、法的な視点から整理したものです。寄せられた疑問の多くは、明確な回答を示すことが難しいものでした。なぜならば、当事者の障害がどの程度のものか、契約の相手方の立場や考え方、契約の内容など、事情により必要な対応は異なる要素があるからです。

この冊子が、支援者の悩ましい状況に対して、より良い支援の方法を考えるための一助となれば幸いです。

一番大切なことは、支援者が一人だけで悩まないということです。日頃から、障害当事者を取り巻く支援者間で連携をしていただき、いざという時に気軽に相談できる関係を築いていただければと思います。

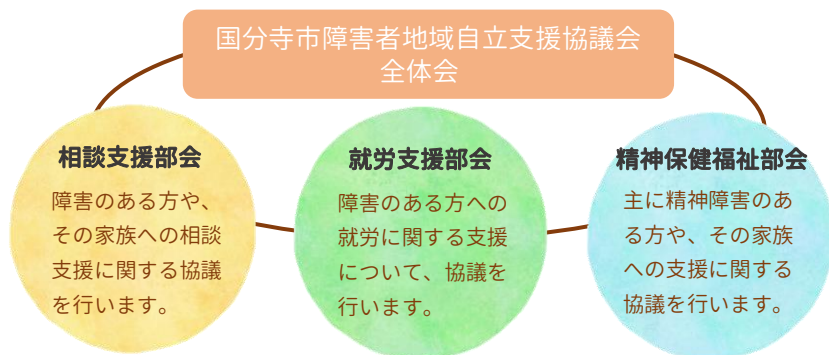
弁護士 足立 剛  
(武蔵国分寺法律事務所)



## 国分寺市障害者地域自立支援協議会について



国分寺市障害者地域自立支援協議会とは、誰もがお互いを尊重し、ともに自分らしく安心して暮らせる地域づくりの実現を目指し、障害当事者、家族、支援者、行政等の関係者が集まり、協議を行う場です。全体会と専門部会（相談支援部会、就労支援部会、精神保健福祉部会）で構成されています。



### 支援者向け（障害福祉分野）

**国分寺市** あなたと私の権利を守るサポート BOOK  
～書類手続き・金銭管理編～  
令和3年(2021年)3月発行

監修：足立 剛（武蔵国分寺法律事務所 弁護士）

編集：国分寺市障害者地域自立支援協議会 相談支援部会

問合せ：国分寺市障害者基幹相談支援センター

〒185-0002 東京都国分寺市東戸倉 2-7-26 KOCO・ジャム 2 階

電話：042-320-1300 FAX：042-313-8823

印刷：社会福祉法人ななえの里 ともしび工房